

新型コロナウイルス感染症への対応方針について

令和2年5月8日

下松市新型インフルエンザ等対策本部決定

1 感染症予防対策及び相談窓口の周知について

国、県などから最新の情報を収集し、市広報、市ホームページ、防災メール、SNS、及び広報車を活用し、市民に対して迅速かつ適切な情報提供を行う。

2 市が主催するイベント等の開催について

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、5月31日まで、不特定多数の者が参加する市主催のイベントを原則中止、又は延期する。

3 小中学校の臨時休業について

4月8日から5月24日までの間、市内全ての小中学校を臨時休業する。

健康福祉部と教育委員会で連携し、学校での臨時預かりや児童の家の終日開所など、共働き家庭等の児童の受け入れ態勢を整備する。

3密（密閉・密集・密接）を避ける観点から、できる限り家庭で過ごすよう協力をお願いする。

4 公共施設の貸し出し等の再開について

新型コロナウイルス感染拡大防止（特に、集団感染拡大防止）のため、感染拡大を高める「3つの密が同時に重なる状況」（本方針7項）を排除し、マスクの着用や手洗いの徹底の他、場合によっては入場制限等を行ったうえで、以下の施設を除き公共施設の貸し出し等を5月25日から再開する。

【休館又は貸し出し停止の施設】

- 国民宿舎大城及び笠戸島家族旅行村～6月30日まで休館
- スターピアくだまつ～5月31日まで貸し出し停止
- 地域交流センター～当面貸し出し停止

5 事業者への支援について

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動に影響を受けている事業者に対して、国、県及び市において実施している支援制度の情報提供など適切な支援を行う。

6 医療機関への適切な受診に対する支援について

国、県の方針を踏まえ、県及び医療機関等と連携し対応するとともに、市民が適切に医療機関を受診されるよう、最新かつ正確な情報の収集・提供に努める。

7 クラスター（感染者集団）を発生・拡散させないための取組（行動変容）の徹底について

①換気の悪い密閉空間 ②多数が集まる密集場所 ③間近で会話や発声をする密接場面

以上の3つの密を可能な限り避けるよう、感染症防止対策を徹底するとともに、事例に示す取り組みを市民に要請する。

【事例】

- 不要不急の外出を自粛する。
- 多くの人が集まる集会・イベントなどの参加を避ける。
- 手洗いの励行、咳エチケットを徹底する。